

大田市告示第30号

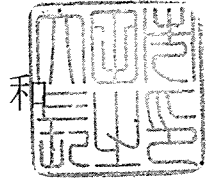
道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道路線の区域を別紙のとおり決定する。

その関係図面は、大田市役所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

島根県大田市長 楫野弘



記

1. 道路の種類 市道
2. 路線名 別紙
3. 敷地の幅員及びその延長 別紙
4. 認定年月日 令和4年3月18日
5. 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所	大田市役所建設部土木課
期間	自 令和4年3月23日
	至 令和4年4月5日